

司法修習生の経済的支援に関する座長試案等に反対する会長声明

2013年（平成25年）5月25日に開催された法曹養成制度検討会議（以下、「検討会議」という。）において、司法修習生に対する経済的支援についての座長試案が提案され、同年6月6日開催の検討会議ではその座長案に沿った最終とりまとめ案が公表された。

検討会議における座長試案及び最終とりまとめ案では「司法修習生に対する経済的支援につき」「貸与制を前提としたうえで」「修習専念義務について」「中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する」としている。

国民の権利義務に直接かかわり、国家の司法制度を支える重要な社会基盤ともいえるべき法曹を志す以上、司法修習生には、法曹実務家の指導のもとで実地の訓練や研修を受けることによって、全身全霊をもって、実務の場で必要な知識・技能を習得し、同時に法曹としての高度な倫理意識を身に付ける責務がある。このため、司法修習生には、裁判所法第67条2項により、修習期間中、全力を修習のために用いてこれに専念すべき義務（修習専念義務）が課されている。

給費制から貸与制への移行により、司法修習生の修習期間中の生活保障を弱体化したうえに、さらに修習専念義務を緩和し、司法修習生に対し、生計維持のためアルバイトに精を出すことを事実上奨励するのでは、十分な司法修習の実が上がり、実務法曹として必要な知識・技能・倫理の習得に支障を来すことが危惧される。修習専念義務の緩和は、法曹養成について果たすべき国家の責任の放棄になりかねない。

司法改革により500人程度の司法試験合格者数を2000人程度に急増させるに至ったのであるから、本来は、司法修習を含め法曹実務家になるための教育をよりきめ細やかに、かつ、より充実させる必要があった。

ところが、実際には、司法試験合格者数の急増に現場の対応が人的及び物理的に追いつかず、以前より丁寧な修習ができているとは言い難い。のみならず、司法修習期間も以前の2年から1年に期間が半減した。他方、司法修習生も極度の就職難と貸与制に移行したことにより毎月貸与額が増えていくこと等で精神的にも追い詰められ、修習に専念することに支障を来たしつつあると言っても過言ではない。

貸与制を前提としてアルバイトをしなければならないとすれば、司法修習生が今まで以上に修習に専念するのが困難となる。また、貸与制を維持して修習専念義務を緩和した場合には、経済的に余裕がある司法修習生は修習に専念できる反面、経済的に逼迫している司法修習生はアルバイトに励まなければならない、結局、経済力の有無によって実務法曹としての能力修得の機会が左右される弊害がもたらされかねない。

当会は、これまでも司法修習生の給費制維持・復活を求める会長声明、総会決議及びパブリック・コメント等を再三出してきたが、司法修習生の給費制は、修習専念義務を維持し、国家の司法制度を支える重要な社会基盤ともいふべき法曹を養成する上で、必要不可欠な制度であり、司法修習生が修習に専念することに支障を及ぼす貸与制は早急に撤廃すべきである。

よって、当会は、貸与制を前提とし、かつ、修習専念義務の緩和を視野に入れた検討会議における座長試案及び最終とりまとめ案に断固反対し、司法修習生の給費制復活を改めて求める。

2013年（平成25年）6月13日

兵庫県弁護士会
会長 鈴木 尉 久